

意見

早稲田大学法学部教授 大塚直

本日、途中退席せざるを得ず、申し訳ありません。引取業者の果たす役割の重要性について、改めて意見を申し上げます。

前回の自動車リサイクル法見直しにおける報告書では、最終所有者の適切な費用負担を担保し、リサイクル制度における透明性、信頼性を確保する観点から、使用済自動車か否かを判断するための関連情報の提供を所有者に対して行う等、所有者との接点としての引取業者の役割の徹底が必要であるとされています。

その報告書の提言を受けて策定された「使用済自動車判別ガイドライン」では、引取業者から所有者に提供すべき情報の例が示されるなど、使用済自動車の円滑な引き渡しに向けた引取業者の役割が明確化されたものと理解しています。

一方、前回の引取業者へのヒアリングや、今回引取業者から提供された資料では、所有者への十分な情報提供が徹底され、使用済自動車の円滑な引渡しが確保されたかどうか判断することが困難です。仮に、所有者に十分な情報が提供されていなければ、中古車として売買された場合でも販売価格にリサイクル料金が適切に反映されていない可能性が否定できません。

そのため、引取業者による最終所有者への情報提供の状況をはじめ、「使用済自動車判別ガイドライン」に基づく取組の状況について、今後、本審議会に定期的に報告していただき、フォローアップすべきであると考えます。